

高度先進医療技術の動向調査及び分析業務 仕様書

I 業務の目的

本業務は、香川県（以下、「本県」という。）における医療の質向上を目的として、今後本県において強化すべきと考えられる医療分野に係る特定の高度先進医療技術に関して、多角的な視点から調査を行い、県の施策展開のための基礎資料を得るものである。

II 業務内容

受託者は、本業務の実施に際しては、本仕様書に記載された事項をすべて満たすこと。ただし、受託者が代替案を示し、県がこれを承認した場合は、仕様書の記載内容を変更して対応するものとする。

（１）今後強化すべき医療分野の選定

県内の医療機関の診療実績や医療需要の将来推計等を踏まえ、本県で今後強化すべきと考えられる分野を１つ選定する。

なお、対象分野については、受託者の企画提案内容を踏まえて、契約締結後のキックオフミーティングで指定を行うものとする。

（２）高度先進医療技術の調査

（１）で選定した分野における高度先進医療技術に関して多角的な視点から調査を行い、本県への導入・適用可能性について、検討・整理を行う。

（調査例：文献・データベース調査、実態調査、診療報酬・コスト分析 等）

III 業務期間

契約締結日～令和９年２月２６日（金）

IV 実施体制

ア 体制

受託者は、本業務を実施できる体制を構築するとともに、業務に先立ち、業務計画書を提出し、県の承認を得ること。なお、原則として体制の変更は認めず、やむを得ず変更する場合は、事前に県の承認を得ること。

イ 主要担当者

受託者は、本業務に必要な知識及び経験を有する担当者を配置するとともに、プロジェクト管理について、知識と経験を有するプロジェクト管理者を配置すること。

ウ 業務実施計画の作成

受託者は、契約締結後速やかに県と協議を行い、本業務の実施計画書（業務実施体制、

業務スケジュール等）を提出すること。

エ 再委託

受託者は、本業務の全部又は一部（主たる部分に限る。）を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

また、受託者は、本業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下、「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所、再委託を行う業務の範囲、契約金額、再委託の必要性、その他県が必要とする事項を記載した書面を県に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更するときも同様とする。

なお、県の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託する場合、受託者は、当該第三者に対し、本契約により受託者が負担する義務と同様の義務を課すとともに、再委託先の義務の履行、その他の行為について一切の責任を負うものとする。

V 成果物

- ア 提出物：調査業務報告（冊子及び PDF）
- イ 提出方法：電子データ、紙媒体 2 部
- ウ 提出期限：令和 9 年 2 月 26 日（金）
- エ 提出場所：香川県健康福祉部医療政策課

VI その他

- ア 本業務に係る県担当職員との打ち合わせは、原則として Web 会議システム等を用いたオンライン形式で行うこととし、指示に従って業務を実施すること。
- イ 個人情報の取扱いに当たっては、厳重に管理し、不当な目的に利用することがないように徹底すること。また、保有の必要がなくなった個人情報及び契約終了後の一切の個人情報については、確実かつ速やかに破棄又は消去すること。
- ウ 本業務により新たに生じた著作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する全ての権利をいう。）は県に帰属する。また、報告書等の作成にあたって他の個人・団体等の資料を引用する場合、著作権者の了解を得なければならない。その費用については、受託者が負担するものとする。
- エ 仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じた場合は、その都度県と協議の上、業務を進めること。